

久米島県立自然公園  
公園計画書  
(公園計画の一部変更)

平成20年3月28日

沖縄県

久米島県立自然公園計画書  
目 次

1 基本方針 .....	1
(1) 公園計画 .....	2
ア 公園区域の変更 .....	2
(2) 規制計画 .....	2
ア 保護規制計画 .....	2
イ 利用規制計画 .....	2
ウ 利用調整地区 .....	2
(3) 施設計画 .....	2
ア 保護施設計画 .....	2
イ 利用施設計画 .....	2
2 規制計画 .....	4
(1) 保護規制計画 .....	4
ア 特別地域 .....	4
イ 普通地域 .....	10
(2) 利用規制計画 .....	10
(3) 利用調整地区 .....	10
3 施設計画 .....	14
(1) 保護施設計画 .....	14
(2) 利用施設計画 .....	14
ア 集団施設地区 .....	14
イ 単独施設 .....	16
ウ 道路 .....	18
エ 運輸施設 .....	18
4 参考事項 .....	20
(1) 指定植物一覧 .....	20
(2) 過去の経緯 .....	20
5 変更一覧 .....	22
(1) 規制計画 .....	22
ア 第1種特別地域 .....	22
イ 第2種特別地域 .....	24
ウ 第3種特別地域 .....	28
(2) 施設計画 .....	32
ア 単独施設 .....	32
イ 道路 .....	34

## 1 基本方針

久米島は、那覇市より約100km西方に位置し、古代より琉球と中国を結ぶ航路、貿易などの要衝地として開け、日本書紀等に美しい島という意味で琉美島と記されている。安司時代(15世紀)の居城であった伊敷索城、具志川城、登武那覇城及び蔵元等は史跡として保存されている。先史時代の生活様式を知る大原貝塚、中国との交流の象徴として建立された天后宮(18世紀)、具志川間切地頭上江洲家住宅(18世紀)、ウティード石、君南風等の文化財が生垣に囲まれ、赤瓦の民家等、今や失われつつある沖縄の集落の風土的特徴を良く残している。

島全体が霧島火山帯に含まれ、地形は島の中央部北から宇江城岳(309m)を主峰とした中央山塊と阿良岳(287m)に連なる山々が南部山塊を形成している。地質は、中央山塊及び南部山塊は安山岩等表れる島尻層、北部から西部への海岸を縁どる隆起珊瑚礁、西部の琉球石灰岩、東部の一部には砂丘砂等がみられる。

植生としては、宇江城岳や阿良岳などの斜面を覆うリュウキュウアオキースダジイ群集やオキナワウラジロガシ群集、海岸線のアダン群集、ミズガンビ群集、イソマツモクビヤッコウ群集がある。なお、久米の五枝の松、真謝のチュラフクギ、宇根の大ソテツは天然記念物に指定され、北原や比屋定のリュウキュウマツの抱護林、各集落に残る御嶽林等は、島の歴史と立地を指標する特異的な植生景観である。

野生動物については、久米島固有種であるキクザトサワヘビが発見されている。

このように、久米島は島の随所にすぐれた景勝地を擁するとともに歴史的、文化的遺産や風土的景観にも恵まれた本県を代表する特徴的な島の一つであり、自然公園としての資質を備え持つことから、沖縄県立自然公園として昭和58年5月30日に指定されている。

その後、島内の開発や公園利用の進展の一方で、これらが公園内の風致や自然環境の維持に影響を与えている所もあり、これに関連して現行の保護計画が実態に合わなくなってきた地域が見受けられるほか、施設利用の面においても、利用地点の配置や施設の内容が現在の利用の動向やニーズに効果的に対応できない所もあり、公共的な整備も必ずしも充分とは言えない状況にあったことから、平成4年5月12日に見直しが行われ、今日に至っている。

現在、久米島では、各所の道路改良、架橋事業及び海岸保全事業等の基盤整備が更に進み、また台地丘陵上の土地改良や海岸での水産養殖、海洋深層水の利活用産業、及び牛を中心とした畜産業等を基幹とする産業の整備が進められている。特に畜産業については近年拡大しつつあり、それに伴って採草地の拡大による自然環境への影響も見られている。

また、公園計画に沿って利用地点の受け入れ整備が図られ、利用層も定着しつつあるが、公園利用の現状は、海水浴やマリンレジャーを中心にして夏の一角に偏っており、しかもシーズンには航空輸送力の限界に達して、年間の公園利用者数も伸び悩んでいる。航空郵送力の増強、季節性の拡大とともに、これらに対処する受け入れ整備の拡充といった課題を抱えている。これらの課題に対しては、近年奥武島等での利用施設整備の拡充と、プロ野球キャンプ等マリンレジャー適期以外の利用拡大を目指しての施策も進められている。

一方で久米島自然文化センター、ウミガメ館、ホテル館等の施設が設置され、自然環境保全に関する普及啓発についての更なる取り組みも推進されている。

また、行政としては平成14年の仲里村と具志川村の合併による久米島町の誕生により、1つの島として一体的な行政施策の遂行も図られつつある。

一方自然環境面では、昭和31年に発見されて以来確認されていなかったキクザトサワヘビの再発見(昭和58年)と沖縄県天然記念物指定(昭和60年)の後、平成4年に制定された「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」における国内希少動植物種に指定され、平成10年には宇江城岳周辺が生息地等保護地区に指定されるに至った。

また、平成5年には白瀬川上流でクメジマボタルが発見され、翌平成5年には沖縄県天然記念物及び「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」における緊急指定種に指定された。

さらに、平成15年の自然公園法の改正により、国及び地方公共団体は、自然公園における生態系の保全と野生生物保護の機能の確保を旨とした施策を講ずるものとされた。

これらの状況を受けて、キクザトサワヘビ及びクメジマボタルの生息環境の包括的な保護について公園計画においても盛り込む(施策の整合性を図る)必要が生じている。

以上のような状況を踏まえて久米島の美しく変化に富み、また観光資源として重要な自然環境

を保護し、将来にわたって維持していくとともに、県民の保健、休養及び教化の場としての機能を発揮していくための方策として、公園利用を適切に進めるために公園計画の変更を行うものとする。

公園計画変更の主な内容は、以下のとおりである。

- キクザトサワヘビ、クメジマボタルの保全を考慮した変更  
(宇江城岳、アール岳周辺での第1種特別地域の拡大)
- 漁港区域や町による利用計画、及び民有地の利用現況に沿った形での変更
- 干潮域の取り扱いに伴う、海洋環境保全を考慮した公園区域拡大
- 土地改良事業等による根拠線の移動・消失に伴う、根拠線明確化の為の変更

## (1) 公園計画

### 公園区域の変更

今回、公園区域の変更は、以下により必要な変更を行うものとする。

- 漁港区域の拡大に伴い、一部海域の公園区域を削除するものとする。
- 「国立公園の区域図及び公園計画図等作成要領」の変更(平成15年5月28日)内容及びサンゴ礁地形の現状に鑑み、一部海域の公園区域を拡張するものとする。

## (2) 規制計画

### ア 保護規制計画

#### (ア) 特別地域の地種区分の変更

次により必要な変更を行うものとする。

- 現行特別地域及び特別地域予定地の全般にわたって、一定の地域単位ごとに景観、植生、野生動物等の保全すべき対象とその特性を把握し、各保全対象を維持していくために必要な規制を明らかにする。
- 明らかにされた規制内容と審査指針の規制内容とを照合し、妥当性のある地種区分等を予定する。
- 予定された地種区分等と現行の地種区分等を照合し、整合しないものについては地権者や関係行政機関等と調整を図りつつ必要な変更を努めるものとする。

#### (イ) 特別地域の削除

特別地域の規制の下に保護及び利用を図っていく意義が失われている農業開発地域、海岸整備地域、水産施設地域、及び、その他の地域開発等の計画予定地については、周辺特別地域への影響、特に水源涵養、海岸線の風致、海域を含む自然環境への影響に配慮しつつ特別地域から削除するものとする。

#### (ウ) 特別地域の地種区分の明確化

(ア) 及び (イ) により変更が行われる場合及び現行地種区分線全般について、公園区域の場合と同様の要領で境界線の設定及び明確化を行うものとする。

### イ 利用規制計画

なし

### ウ 利用調整地区

なし

## (3) 施設計画

### ア 保護施設計画

なし

### イ 利用施設計画

#### (ア) 集団施設地区

現行では、本公園のイーフビーチ地区、サンビーチ地区を設定していて、本島の利用拠点となっており、集団施設地区の再配置についての検討は行わない。

(イ) 単独施設

当該施設の利用実態等から見て必要と思われるにもかかわらず計画の少ない単独施設については、実施可能性と風致景観に対する影響が少ないことを確認したうえでそのまま計画に残す。

現に計画のある単独施設については、全般にわたり事業施行状況を確認し、必要性もしくは実現可能性の乏しいもの等については削除を行うものとする。

(ウ) 運輸施設

運輸施設として設定されている久米島礁湖線については、将来ともに事業化についての動きがないと予測されることから、これを削除する。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

#### ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

町名	区 域	面積 (ha)
久米島町	字宇江城、字比屋定、字阿嘉、字宇根、字真謝、字奥武、字謝名堂、字比嘉、字真我里、字銭田、字島尻、字山城及び字儀真、字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江洲、字西銘、字北原、字大原字鳥島、字仲泊、字兼城及び字嘉手苅の各一部の各一部	3,383

#### (ア) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表2：第1種特別地域総括表)

町名	区 域	面積 (ha)
久米島町	字宇江城、字比屋定、字阿嘉及び島尻、字仲村渠、字具志川、字北原、字仲地、字山里、上江洲、字仲村渠、字具志川、字北原、字仲地、字山里及び上江洲の各一部	578

(表3：第1種特別地域内訳表)

名称	区 域
宇江城岳	久米島町字宇江城、字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里及び字上江洲の各一部
阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字島尻及び儀間の各一部
トゥンパーラ	久米島町番外地

(単位：ha)

概 要	面積
久米島のシンボル地域である。宇江城岳(309m)、大岳(230m)と続く稜線とその山腹で風衝状のスタジイ林に被われている。宇江城岳を中心に国内希少野生動植物種キクザトサワヘビの生息地保護区が設定されており、またクメジマボタルの生息する白瀬川の源流域としても重要である。大岳のある西側には、県指定の天然記念物リュウキュウヤマガメと鳥類を対象にした鳥獣保護区及び同特別保護区が設定されている。	314
久米島の二大山塊阿良岳(287m)を中心に久米島最大の海蝕崖をみせる宇江城岳につぐシンボル地域である。スタジイ林を主体としたスハラ川源流域は国内希少野生動植物種キクザトサワヘビの生息地でもあり、またクメジマボタルの生息する河川の源流域としても重要である。主に海岸の風衝植生に被われた自然度の高い地区である。南部沿岸域は約30m～120m程の景観の優れた海蝕崖からなり、その母岩は安山岩からなる。海蝕崖には、オキナワシャリンバイ、ハマヒサカキソテツ等の木本類と、草本のキキョウラン、ワラビ、ツワブキ等が混成し特殊な風衝植生として貴重である。	263
久米島南方向海上にあるトゥンパーラと呼ばれる岩礁。イーフビーチから全容が遠望され、島尻南端部の景観要素として優れている。	1
合計	578

(イ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表4：第2種特別地域総括表)

町名	区 域	面積 (ha)
久米島町	字宇江城、字比屋定、字阿嘉、字宇根、字真謝、字奥武、字謝名堂、字比嘉、字真我里、字銭田、字島尻、字山城及び字儀真の各一部、字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江洲、字西銘、字大原、字鳥島、字仲泊、字兼城及び字嘉手苅の各一部	1,100

(表5：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
比屋定バンタ～北西海岸	久米島町字上阿嘉、下阿嘉、宇江城、比屋定の一部
宇江城岳南麓～大岳南麓	久米島町字宇江城、比屋定、字仲村渠、具志川北原、字上江洲、字西銘、字大田及び兼城の各一部
大原～鳥島海岸	久米島町字大原及び字鳥島の各一部
奥武島	久米島町字奥武の一部
イーフビーチ	久米島町字謝名堂、比嘉及び字銭田の各一部
阿良岳北麓	久米島町字真我里、字銭田、字山城及び字儀間の各一部
トクジム海岸丘陵	久米島町字儀間、字山城、字真我里、字銭田及び字島尻の各一部
テヤマ・トクジム浜	久米島町字島尻の一部
トーチカムイ	久米島町字島尻の一部



(単位：ha)

概 要	面積
村指定の阿嘉黒石、阿嘉のヒゲ水、比屋定バンタ、イッカチー帯等名勝地が多い。海岸は段丘崖、海岸の隆起サンゴ、植生が貴重で多種である。隆起サンゴ礁と海岸の段丘面による地形的特徴を有するとともにアダダーオオハマボウ群落、ミズガンピ群落、オオバギークログ群落等自然性が高い。県指定の具志川城跡を有す。ミーフガーの奇岩等、海岸景観地が多い。崖下はヤエヤマスズコウジュ、崖はマルバハタケムシロといった貴重な植物の生育地となっている。	286
スダジイ林、リュウキュウマツ林を主とする森林地域で水源涵養林もあり、環境保全効果が高い。	236
久米島の代表的な砂丘海浜でモクマオウの防風林に縁どられた海浜レクリエーション、県指定の大原貝塚を有する。	141
県指定の天然記念物、安山岩節理の畳石、拝み崎に至る堡礁の地形と砂洲、砂浜、サンゴ礁景観が美しい。	55
久米島の中心海浜、レクリエーション、モクマオウの潮害防備保安林と長大な砂浜が特徴である。	31
阿良岳周辺の山腹、海岸上丘陵でスダジイ林を主とする自然植生が広がっている。	297
トクジム海岸丘陵は園地、園路整備が進み利用性が高い。	41
久米島本島南端の砂浜と岩礁からなる。尚真王時代の八重山討伐の際、たいまつなどを作った場所とされる。町指定のトクジム海岸と一帯の安山岩を有す。	5
トクジム海岸への入り口に当たる。台地面の草地～疎林環境にキバナノヒメユリの群生が見られる。	8
合計	1,100

(ウ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表6：第3種特別地域総括表)

町名	区 域	面積 (ha)
久米島町	字宇江城、字比屋定、字宇根、字真謝、字比嘉、字銭田、字島尻及び字儀真、字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江洲、字西銘、字西銘、字兼城及び字嘉手苺の各一部、	1,705

(表7：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
北海岸台地	久米島町字宇江城及び比屋定の各一部
北西海岸台地	久米島町字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江洲、字西銘及び字大田の各一部
フサキナ山一帯及び白瀬川流域	久米島町字儀間、字山城、字真我里、字比嘉、字宇根、字真謝、字兼城及び字嘉手苺の各一部
真泊丘陵	久米島町字泊、字宇根及び字真泊の各一部
スハラ城一帯	久米島町字島尻及び銭田の各一部
ユナニ城一帯	久米島町字島尻の一部

(エ) 指定湖沼又は指定湿原

なし

(オ) 立入り規制地区

なし

(カ) 乗入れ規制地区

なし

(単位：ha)

概 要	面積
宇宇江城、比屋定の集落を除く地域。北風を防ぐリュウキュウマツの耕地防風林、集落林が特徴的な人文景観を有す	271
石灰岩地域でリュウキュウマツによる防風林が整備され、農耕地が広がり景観上の緩衝地域。鍾乳洞が多く、動物相にも特徴的なものが分布する。県指定のナガタケ松並木、ヤジャーガマ等を有す。	547
山地と低地を分けるリュウキュウマツ林、スタジイ林が塊状的に分布し、水源地としての土地保全地域である。白瀬川上流域を主として、オオバギークロツグ群落、ガジユマル群落、リュウキュウマツ群落に被われた流域保全地域。	688
礁湖、島嶼を眺望する岬、リュウキュウマツ林、村指定の涙石を有す。	58
阿良岳の北東部丘陵地域で、リュウキュウマツ林、スタジイ林に被われた景観上の緩衝地域、村指定のスハラ城跡、島尻の石墓を有す。	121
一帯の樹林は御嶽林として保全されてきた。小さな石垣囲いが山頂にあり、久米島最初の城とされる。	20
合計	1,705

イ 普通地域

(表 8 : 普通地域内訳表)

町 名	区 域	面積 (ha)
久米島町	字宇江城、字比屋定、字阿嘉、字宇根、字真謝、字奥武、 字謝名堂、字比嘉、字銭田、字真我理、字山城、字島尻及 び字儀真、字仲村渠、字具志川、字仲地、字山里、字上江 洲、字西銘、字北原、字大原字鳥島、字仲泊、字大田、字 兼城及び字嘉手苺の各一部	2,743
	陸域の公園区域の地先海面	5,743
合計		8,486

(2) 利用規制計画

なし

(3) 利用調整地区

なし



(表 9 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域					
地種区分		第 1 種			第 2 種		
土地所有別		国	公	私	国	公	私
沖縄県 久米島町	土地所有別面積	24	549	5	160	822	118
	地種区分別面積	578			1,100		
	地域別面積						
合計	土地所有別面積	24	549	5	160	822	118
	地種区分別面積 (比率)	578 (9.4)			1,100 (18.0)		
	地域別面積 (比率)						

(表 10 : 地域地区別市町村別面積総括表)

地域			現行					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)
			特別地域				小計		
市町村名			第一種	第二種	第三種				
沖縄県	島尻郡	久米島町	401	1,292	1,867	3,560	2,581	6,141	

(単位：面積 ha、比率%)

第3種			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)		
国	公	私	国	公	私	国	公	私
99	789	817	469	567	1,706	752	2,727	2,646
1,705			2,742			6,125		
3,383								
99	789	817	469	567	1,706	752	2,727	2,646
1,705			2,742			6,125		
(27.8)			(44.8)			(100.0)		
3,383								
(55.2)								

(単位：ha)

変更後						増減
特別地域				普通 地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	陸域 (B-A)
第一種	第二種	第三種	小計			
578	1,100	1,705	3,383	2,742	6,125	△16

### 3 施設計画

#### (1) 保護施設計画

なし

#### (2) 利用施設計画

##### ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表 1 1 : 集団施設地区表)

番号	名称	区域	計画目標
1	サンビーチ	久米島町大原鳥島	西海岸海浜レクリエーションの拠点エリア 町の農村公園計画と組み合わせる。 (村民レクリエーションエリア) 一部防風林改良
2	イーフビーチ	久米島町 謝名堂、比嘉、銭田	東海岸海浜レクリエーションの拠点エリア 久米島礁湖（ラグーン）の探訪拠点 既設民間施設の充実 公共施設整備 東端干潟保護 一部防風林改良



地割等	整備方針	面積
公共施設区	広場、駐車場、公衆便所	0.8
水辺利用区	海水浴場、舟遊場、係留施設、デーキャンプ	16.6
園地区	自然公園地	57.5
教化施設区	野外展示施設、便所、休憩舎等	1.1
宿泊施設区	公営宿舎（又は研修施設）及び付帯施設	1.3
運動施設区	グラウンド・コート	2.2
サイクリング道路		
		79.5
公共施設区	駐車場、広場、公衆便所、管理棟、展示棟 （多目的利用）	1
水辺利用区	海水浴場、舟遊場、係留施設、デーキャンプ	4.2
園地区	自然公園地	27.4
宿泊施設区	既設宿舎、付帯施設	2.8
運動施設区	グラウンド・コート	3.9
		39.3

イ 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表 1 2 : 単独施設)

番号	種類	位置
1	園地	久米島町字仲村渠クムシ原 (具志川城園地)
2	園地	久米島町字久間地 (五枝の松園地)
3	園地	久米島町字上江洲富祖久原、字西銘山蔵原 (だるま山園地)
4	園地	久米島町字宇江城山田原 (宇江城岳園地)
5	園地	久米島町字宇根ミライ原 (登武那覇園地)
6	園地	久米島町字奥武 (畳石園地)
7	宿舎	久米島町字奥武 (畳石園地)
8	野営場	久米島町字奥武 (畳石園地)
9	野営場	久米島町字儀間 (ア－ラ浜園地)
10	水泳場	久米島町字儀間 (ア－ラ浜園地)

整備方針	旧計画との関係
具志川城跡一帯の探訪園地整備（ミーフガー周辺含む）。付帯施設として休憩所、駐車場（10台）を見込む。	昭和58年5月30日 計画決定
五枝の松を中心とする一帯の環境整備。付帯施設として休憩所、駐車場（10台）を見込む。	昭和58年5月30日 計画決定
だるま山、ダム周辺のレクリエーションエリアにおけるデーキャンプ対応の野営場整備。付帯施設として、花木園地、休憩所等の修景整備、駐車場（20台）を見込む。	昭和58年5月30日 計画決定
宇江城城跡一帯の園地整備。付帯施設として、休憩所、駐車場（10台）を見込む。	昭和58年5月30日 計画決定
登武那覇城跡の園地整備。	昭和58年5月30日 計画決定
壘石園地整備	昭和58年5月30日 計画決定
奥武の海浜レクリエーション利用推進目的の宿舍整備。付帯施設として運動場を見込む。	平成4年5月12日 計画決定
奥武の海浜レクリエーション利用推進目的の野営場整備。	平成4年5月12日 計画決定
儀間の海浜レクリエーション利用推進目的の野営場整備。	平成4年5月12日 計画決定
儀間の海浜レクリエーション利用推進目的の水泳場整備。付帯施設として園地整備を見込む。	平成4年5月12日 計画決定

ウ 道路  
(ア) 車道  
なし

(イ) 自転車道  
なし

(ウ) 歩道  
歩道を次のとおりとする。

(表13：道路(歩道)表)

番号	路線名	区間
1	大岳～だるま山線	起点—久米島町字西銘 終点—同 字仲地
2	阿良岳～トクジム線	起点—久米島町字儀間(林道) 終点—同 字島尻(トクジム)
3	宇江城～仲村渠線	起点—久米島町字宇江城 終点—同 字仲村渠

エ 運輸施設  
なし

主要経過地	整備方法	旧計画との関係
だるま山山頂 大岳山頂	山間ハイキングルート整備 第一種、第二種特別地域内通過	昭和58年5月30日計画決定
阿良岳山頂	阿良岳からトクジム海岸を縫う山地、海岸 ルート整備	昭和58年5月30日計画決定
天后城 立神	自然学習歩道整備 天后城からミーフガーにかけての第2種特別 地域内通貨	平成15年4月8日計画決定

## 4 参考事項

### (1) 指定植物一覧

特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

科名	種名	科名	種名
ウラボシ	ヒトツバマメヅタ	シソ	ヒメキランソウ
イラクサ	ヤナギマブマオ	ハマジンチョウ	ハマジンチョウ
ツチトリモチ	リュウキュウツチトリモチ	キク	モクビャクコウ
ベンケイソウ	ハママンネングサ (シママンネングサ)	ユリ	ナンゴクサスキカズラ テッポウユリ
バラ	テンノウメ	ヒガンバナ	キンバイザサ
マメ	イソフジ	ラン	オキナワチドリ エダウチヤガラ トサカメオトラン ユウコクラン ニラバラ キヌラン
スマレ	オキナワスマレ		
ミソハギ	ミズガンビ		
イソマツ	ウコンイソマツ (キバナイソマツ)		
サクラソウ	リュウキュウコザクラ		
リンドウ	シマセンブリ		
ムラサキ	モンパノキ		

### (2) 過去の経緯

- 昭和 58 年 5 月 30 日 県立久米島自然公園に指定 (沖縄県告示第 320 号)
- 平成 4 年 5 月 12 日 公園計画の変更告示 (沖縄県告示第 491 号)
- 平成 4 年 5 月 12 日 特別地域の変更告示 (沖縄県告示第 492 号)
- 平成 15 年 4 月 8 日 公園計画の変更告示 (沖縄県告示第 303 号)
- 平成 15 年 4 月 8 日 公園事業の変更告示 (沖縄県告示第 304 号)



## 5 変更一覧

### (1) 規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

#### ア 第1種特別地域

第1種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

#### (第1種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
2	拡張	第2種特別地域からの振替	宇江城岳	久米島町字宇江城及び字比屋定の各一部
4	拡張	特別地域（公園区域）の拡張	宇江城岳	久米島町字宇江城の一部
22	拡張	第2種特別地域からの振替	宇江城岳	久米島町字宇江城、字仲村渠、字西銘及び字上江洲の各一部
50	拡張	第2種特別地域からの振替	阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字儀間の一部
51	拡張	第2種特別地域からの振替	阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字銭田及び字島尻の各一部
52	拡張	第3種特別地域からの振替	阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字銭田及び字島尻の各一部
62	拡張	特別地域（公園区域）の拡張	トゥンパーラ	久米島町番外地
3	削除	特別地域の縮小	阿嘉一带	久米島町字宇江城の一部
9	削除	特別地域の縮小	阿嘉一带	久米島町字宇江城の一部
13	削除	特別地域の縮小	阿嘉一带	久米島町字宇江城の一部
24	削除	第2種特別地域への振替	宇江城岳南麓～大岳南麓	久米島町字上江洲の一部
49	削除	第2種特別地域への振替	阿良岳北麓	久米島町字儀間の一部
60	削除	特別地域の縮小	島尻一带	久米島町字島尻の一部



変更理由	面積 (ha)	
宇江城岳の常緑広葉樹林と連続しており、キクザトサワヘビ生息地保護区となっているため、一体として保全に努める必要があるため	国0 公36 私0	2
防衛施設撤去に伴い、周辺の規制計画と整合性を図るため	国0 公2 私0	4
宇江城岳の常緑広葉樹林と連続し、白瀬川源流域を含む地域であり、キクザトサワヘビ生息地保護区となっているため、一体として保全に努める必要があるため	国0 公60 私-	22
区分線明確化のため	国- 公0 私0	50
アーラ岳から連続した常緑広葉樹林が生育し、一帯となった景観を形作ると共に、スハラ川源流域として、キクザトサワヘビの生息環境として重要な地域であるため	国- 公66 私-	51
アーラ岳から連続した常緑広葉樹林が生育し、一帯となった景観を形作ると共に、スハラ川源流域として、キクザトサワヘビの生息環境として重要な地域であるため	国- 公20 私-	52
从米島南方向海上にあるトゥンバーラと呼ばれる岩礁。イーフビーチから全容が遠望され、島尻南端部の景観要素として優れているため	国1 公- 私-	62
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△1	3
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△2	9
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0	13
区分線明確化のため	国△0 公△3 私-	29
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0	49
島尻西海岸に面した丘陵部の東向き斜面については、農地利用が進んでいるため。	国△1 公△1 私△0	60
変更部分面積		177
変更前第1種特別地域面積		401
変更後第1種特別地域面積		578

イ 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(第2種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
16	拡張	特別地域（公園区域）の拡張	比屋定バンタ～北西海岸	久米島町字北原の一部
23	拡張	第3種特別地域からの振替	宇江城岳南麓～大岳南麓	久米島町字山里の一部
24	拡張	第1種特別地域からの振替	宇江城岳南麓～大岳南麓	久米島町字上江洲の一部
25	拡張	特別地域（公園区域）の拡張	大原～鳥島海岸	久米島町字大原の一部
36	拡張	特別地域の拡張	大原～鳥島海岸	久米島町番外地
45	拡張	特別地域の拡張	阿良岳北麓	久米島町字儀間の一部
47	拡張	第3種特別地域からの振替	阿良岳北麓	久米島町字銭田の一部
49	拡張	第1種特別地域からの振替	阿良岳北麓	久米島町字儀間の一部
60	拡張	第1種特別地域からの振替	島尻一帯	久米島町字島尻一部
1	削除	第3種特別地域への振替	北海岸台地	久米島町字比屋定の一部
2	削除	第1種特別地域への振替	宇江城岳	久米島町字宇江城の一部
10	削除	特別地域（公園区域）の縮小	車えび養殖場	久米島町字北原の一部
11	削除	特別地域の縮小	阿嘉一帯	久米島町字宇江城の一部
12	削除	特別地域の縮小	阿嘉一帯	久米島町字宇江城の一部
14	削除	特別地域（公園区域）の縮小	久米島空港	久米島町字北原の一部
18	削除	特別地域（公園区域）の縮小	久米島空港	久米島町字北原の一部及び番外地
22	削除	第1種特別地域への振替	宇江城岳	久米島町字儀間の一部
26	削除	第3種特別地域への振替	北西海岸台地	久米島町字上江洲の一部
28	削除	第3種特別地域への振替	北西海岸台地	久米島町字上江洲の一部

変更理由	面積 (ha)
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国- 公0 私-
キクザトサワヘビ生息地保護区となっているため、一体として保全に努める必要があるため	国0 公3 私0
区分線明確化のため	国0 公3 私-
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国- 公0 私-
西銘崎から南へ伸びる前方礁原の地形を保護するため	国37 公- 私-
区分線明確化のため	国0 公0 私0
区分線明確化のため	国- 公1 私-
区分線明確化のため	国0 公0 私0
区分線明確化のため	国△1 公△1 私△0
区分線明確化のため	国△0 公△2 私△1
宇江城岳の常緑広葉樹林と連続しており、キクザトサワヘビ生息地保護区となっているため、一体として保全に努める必要があるため	国△0 公△36 私△0
養殖場施設周辺の道路改良に伴う根拠線の明確化のため	国- 公△1 私-
農地利用による資質低下のため	国△0 公△0 私△2
農地利用による資質低下のため	国△1 公△6 私△12
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国- 公△0 私-
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国△4 公△15 私△0
宇江城岳の常緑広葉樹林と連続し、白瀬川源流域を含む地域であり、キクザトサワヘビ生息地保護区となっているため、一体として保全に努める必要があるため	国△0 公△60 私-
区分線明確化のため	国- 公△0 私△0
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
41	削除	特別地域の縮小	東海岸低地	久米島町字山城の一部
42	削除	特別地域の縮小	東海岸低地	久米島町字謝名堂の一部
43	削除	特別地域の縮小	東海岸低地	久米島町字山城の一部
50	削除	第1種特別地域への振替	阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字銭田及び字島尻の各一部
51	削除	第1種特別地域への振替	阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字銭田及び字島尻の各一部
55	削除	第3種特別地域への振替	スハラ城一帯	久米島町字島尻の一部
57	削除	第3種特別地域への振替	ユナニ城一帯	久米島町字島尻の一部
59	削除	特別地域の縮小	島尻一帯	久米島町字島尻の一部
64	削除	特別地域の縮小	具志川漁港	久米島町字仲村渠及び字具志川の各一部
66	削除	第3種特別地域への振替	北西海岸台地	久米島町字具志川の一部
69	削除	特別地域の縮小	奥武島一帯	久米島町字奥武の一部

変更理由	面積 (ha)
区画整理に伴う区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0
指定当初から含まれていた自動車教習所や指定後に宅地化の進んだ区域について、資質と利用の実態に合わせるため	国△0 公△3 私△1
区画整理に伴う区分線明確化のため	国- 公△0 私△0
第1種特別地域の拡張による	国- 公△0 私△0
アーラ岳から連続した常緑広葉樹林が生育し、一帯となった景観を形作ると共に、スハラ川源流域として、キクザトサワヘビの生息環境として重要な地域であるため	国- 公△66 私-
区分線明確化のため	国- 公△1 私-
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0
島尻西海岸に面した丘陵部の東向き斜面については、農地利用が進んでいるため	国△1 公△7 私△3
具志川漁港の指定に伴う区域線の明確化のため	国△2 公△14 私-
具志川漁港の指定に伴う区分線の明確化のため	国- 公△0 私-
農地利用による資質低下のため	国△0 公△1 私△0
変更部分面積	△ 193
変更前第2種特別地域面積	1, 293
変更後第2種特別地域面積	1, 100

ウ 第3種特別地域

第3種特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(第3種特別地域変更表)

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	第2種特別地域からの振替	北海岸台地	久米島町字比屋定の一部
5	拡張	特別地域の拡張	北西海岸台地	久米島町字仲村渠の一部
7	拡張	特別地域の拡張	北西海岸台地	久米島町字仲村渠の一部
15	拡張	特別地域の拡張	北西海岸台地	久米島町字具志川の一部
26	拡張	第2種特別地域からの振替	北西海岸台地	久米島町字上江洲の一部
28	拡張	第2種特別地域からの振替	北西海岸台地	久米島町字上江洲の一部
32	拡張	特別地域の拡張	北西海岸台地	久米島町字西銘の一部
35	拡張	特別地域の拡張	北西海岸台地	久米島町字西銘の一部
38	拡張	特別地域の拡張	フサキナ山一帯及び白瀬川流域	久米島町字兼城の一部
40	拡張	特別地域の拡張	フサキナ山一帯及び白瀬川流域	久米島町字比嘉の一部
55	拡張	第2種特別地域からの振替	スハラ城一帯	久米島町字島尻の一部
57	拡張	第2種特別地域からの振替	ユナニ城一帯	久米島町字島尻の一部
66	拡張	第2種特別地域からの振替	北西海岸台地	久米島町字具志川の一部
6	削除	特別地域の縮小	仲村渠集落	久米島町字仲村渠及び字具志川の各一部
8	削除	特別地域の縮小	仲村渠集落	久米島町字仲村渠の一部
17	削除	特別地域の縮小	具志川集落	久米島町字具志川の一部
19	削除	特別地域の縮小	西部石灰岩台地	久米島町字仲地の一部
20	削除	特別地域（公園区域）の縮小	久米島空港	久米島町字北原の一部
21	削除	特別地域の縮小	西部石灰岩台地	久米島町字仲地及び山里の各一部

変更理由	面積 (ha)
区分線明確化のため	国0 公2 私1
区分線明確化のため	国- 公0 私0
区分線明確化のため	国0 公0 私0
区分線明確化のため	国0 公- 私0
区分線明確化のため	国- 公0 私0
区分線明確化のため	国0 公0 私0
区分線明確化のため	国0 公- 私0
区分線明確化のため	国0 公0 私0
区分線明確化のため	国- 公- 私0
区分線明確化のため	国0 公0 私0
区分線明確化のため	国- 公1 私-
区分線明確化のため	国0 公0 私0
具志川漁港の指定に伴う区分線の明確化のため	国- 公0 私-
農地利用による資質低下のため	国△0 公△0 私△0
区分線明確化のため	国- 公△0 私△0
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△1
久米島空港の拡張に伴う根拠線の明確化のため	国△0 公△4 私-
農地利用による資質低下のため	国△3 公△4 私△37

番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
23	削除	第2種特別地域への振替	宇江城岳南麓～大岳南麓	久米島町字山里の一部
33	削除	特別地域の縮小	阿嘉一帯	久米島町字嘉手苜、字阿嘉及び字儀間の各一部
34	削除	特別地域の縮小	西部石灰岩台地	久米島町字西銘の一部
37	削除	特別地域の縮小	西部石灰岩台地	久米島町字兼城の一部
39	削除	特別地域の縮小	東海岸低地	久米島町字比嘉の一部
46	削除	特別地域の縮小	東海岸低地	久米島町字銭田の一部
47	削除	第2種特別地域への振替	阿良岳北麓	久米島町字銭田の一部
52	削除	第1種特別地域への振替	阿良岳及びトクジム海岸	久米島町字銭田及び字島尻の各一部
54	削除	特別地域の縮小	島尻一帯	久米島町字島尻の一部
56	削除	特別地域の縮小	島尻一帯	久米島町字島尻の一部
58	削除	特別地域の縮小	島尻一帯	久米島町字島尻の一部
65	削除	特別地域の縮小	具志川漁港	久米島町字具志川の一部
67	削除	特別地域の縮小	東海岸低地	久米島町字字根の一部



変更理由	面積 (ha)	
キクザトサワヘビ生息地保護区となっているため、一体として保全に努める必要があるため	国△0 公△3 私△0	
農地利用による資質低下のため	国△0 公△29 私△2	
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△1	
区分線明確化のため	国△0 公△0 私△0	
区分線明確化のため	国- 公△0 私△0	
農地や資材置き場としての利用による資質低下のため	国△0 公△2 私△3	
区分線明確化のため	国- 公△1 私-	
アーラ岳から連続した常緑広葉樹林が生育し、一帯となった景観を形作ると共に、スハラ川源流域として、キクザトサワヘビの生息環境として重要な地域であるため	国- 公△20 私-	
区分線明確化のため	国△0 公△1 私△1	
土地利用の進展と町による利用計画	国△1 公△45 私△6	
農地利用による資質低下のため	国△0 公△0 私△0	
具志川漁港の指定に伴う区域線の明確化のため	国- 公△0 私-	
農地利用による資質低下のため	国△1 公△0 私△1	
	変更部分面積	△ 162
	変更前第3種特別地域面積	1,867
	変更後第3種特別地域面積	1,705

(2) 施設計画

ア 単独施設

次の単独施設を削除する。

(単独施設削除表)

番号	種類	位置
1	園地 休憩所 案内所 博物展示施設	久米島町字北原タンジュ原
4	野営場	久米島町字上江洲富祖久原、字西銘山蔵原
5	園地 駐車場	久米島町字嘉手苅槍川原
6	園地 宿舎 野営場	久米島町字島尻トクジム原
9	園地 駐車場	久米島町字謝名堂ナガラハ原
12	園地 博物展示施設	久米島町字真我里及び字山城
13	園地 広場	久米島町字儀間及び字比嘉
14	園地 広場 運動場	久米島町字宇江城及び字比屋定

告示年月日	変更理由
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため
平成4年5月12日	事業化の見込みがないため
平成4年5月12日	事業化の見込みがないため
平成4年5月12日	事業化の見込みがないため

イ 道路

(ア) 車道

次の車道を削除する。

番号	路線名	区間	主要経過地
1	空港線	起点—久米島町字北原（飛行場） 終点—久米島町字仲泊	大原・鳥島
2	久米島一周線	起点—久米島町字仲泊 終点—久米島町字仲泊	西銘、仲村渠、比屋定、阿嘉、真謝、比嘉、儀間
3	北原線	起点—久米島町字北原（県道） 終点—久米島町字具志川	
4	南北横断線	起点—久米島町字兼城（県道） 終点—久米島町字上阿嘉（県道）	大岳、宇江城山麓
5	サンビーチ線	起点—久米島町字大原（県道） 終点—久米島町サンビーチ	
6	久間地線	起点—久米島町字西銘 終点—久米島町字山里	久間地
7	具志川城跡線	起点—久米島町字仲村渠 終点—久米島町具志川城跡	
8	伊敷索城跡線	起点—久米島町字嘉手苅 終点—久米島町字嘉手苅	
9	阿良岳線 （林道）	起点—久米島町字儀間（県道） 終点—同 字島	阿良岳山麓
10	トクジム線	起点—久米島町字島尻 終点—久米島町トクジム	
11	島尻線	起点—久米島町字島尻 終点—久米島町字島尻	
12	真我里～島尻線	起点—久米島町字真我里 終点—久米島町字島尻	銭田
13	宇根～イーフビーチ線	起点—久米島町字宇根 終点—久米島町字銭田	真泊・泊
14	真謝～謝名堂線	起点—久米島町字真謝 終点—久米島町字謝名堂	

(イ) 自転車道

次の自転車道を削除する。

番号	路線名	区間	主要経過地
3	北西海岸線	起点—久米島町字鳥島（県道） 終点—久米島町字下阿嘉西原	サンビーチ、空港、具志川城跡、ミーフガー

(ウ) 歩道

次の歩道を削除する。

番号	路線名	区間	主要経過地
3	森林公園～阿良岳線	起点—久米島町字島尻 終点—久米島町字阿良岳	
4	宇江城線	起点—久米島町字宇江城 終点—久米島町宇江城岳	

告示年月日	理由
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため
昭和58年5月30日	整備済みで、公園車道として維持管理する必要性も低いため

告示年月日	理由
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため

告示年月日	理由
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため
昭和58年5月30日	事業化の見込みがないため

次の歩道を次のとおり変更する。

現行				
番号	路線名	区間	主要経過地	告示年月日
2	阿良岳～トクジム線	起点-久米島町字儀間 (林道) 終点-久米島町字島尻 (トクジム)	阿良岳山頂	昭和58年5月30日

新規					理由
番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	
2	阿良岳～鳥の口線	起点-久米島町字儀間 (林道) 終点-久米島町字島尻 (鳥の口)	阿良岳山頂	阿良岳から鳥の口に至る海岸沿いを縫う、山地・海岸ルート整備	公園事業で整備・維持管理すべき区間を明確化するため